

総 評 相 第 43 号  
平成 24 年 2 月 28 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 殿  
厚生労働省年金局長 殿

総務省行政評価局長

遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直しについて（通知）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行っています。

この度、当省に対し、「父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなり、市役所に申請したが、子ども 2 人が遺族厚生年金を受給しているため、児童扶養手当は支給されないとの説明を受けた。遺族厚生年金は 2 人合わせて月額約 1 万 8,000 円であり、児童扶養手当の月額約 4 万 7,000 円に比べて低額である。ついては、年金受給額が児童扶養手当よりも低額である場合には、①給付される年金額が一定額以下の場合には、児童扶養手当も併給できるようにする、②給付される年金額と児童扶養手当額との差額を支給する、③受給者が年金の給付か児童扶養手当の給付かを任意に選択できるようにする、等の改善策を講じてほしい。」との趣旨の申出がありました。

この申出について総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果について、下記のとおり通知します。

記

厚生年金の被保険者であった母が亡くなったことにより、父子家庭となった「父」に対する遺族年金（遺族基礎年金及び遺族厚生年金）は、遺族基礎年金については支給対象者に該当しないため支給されず（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 37 条）、遺族厚生年金については、「被保険者又は被保険者であ

つた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持したもの」を支給対象とし(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第59条第1項)、「夫、父母又は祖父母については、55歳以上であること」を支給要件としている(同項第1号)ため、年齢により支給されない場合がある。

また、父子家庭の「子」に対する遺族年金は、遺族基礎年金については、生計を同じくする父があるときは、国民年金法第41条第2項の規定により支給が停止されるが、遺族厚生年金には同様の規定がないため、遺族厚生年金のみが支給される。

以上のように、父子家庭においては、子の遺族厚生年金のみが支給され、その年金支給額は、児童扶養手当の支給額に比べて少ない場合がある。

一方、児童扶養手当は、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的」(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条)として、父又は母が死亡した場合などに支給されるが(第4条第1項)、年金制度を補完するため立案された制度であることから、支給されない場合として、「父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。」(同条第2項第2号)と規定されており、公的年金との併給が制限されている。

これらのことから、本件申出のように、児童扶養手当額より低い公的年金の支給しか受けられない父子家庭が生じることとなる。

このような状況について、厚生労働省年金局は、本件申出に係る当局からの照会に対し(平成22年9月)、「遺族年金の受給資格の男女差については、当省としても以前から問題意識を持っており、見直しに向けて取り組みたいと考えているが、その際には、関係する論点について目を配り、しっかり考えていく必要がある」とし、遺族基礎年金の支給対象を父子家庭(夫)に拡大する際の論点として、「①新たに多額の国庫負担が必要となり、厳しい財政状況の中で財源確保をどうするか、②現在の遺族基礎年金は、年収850万円までの所得者であっても支給対象としているが、父子家庭にも支給する場合、この所得基準自体が高すぎるのではないかと、仮に、この基準を引き下げて給付対象を絞り込んだ場合には、現在遺族年金を受給している母子家庭の生活にも影響しかねないことにも配慮が必要、③平成25年には新年金制度の法律を成立させ、全て

の人が同じ制度に加入し、将来的に誰もが7万円以上の年金を受け取れる仕組みを導入することとしているが、遺族給付の在り方は重要な論点の一つであり、その姿について根本から議論していく必要がある」と考え、「男女間における遺族年金の不均衡を是正するに当たっては、新制度の具体的制度設計を進める中でしっかりと国民的議論を行い、検討していくべきものである」との見解を示している。

一方、厚生労働省雇用均等・児童家庭局は、本件申出に係る当局からの照会に対し（平成23年3月及び同年10月）、児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号。同年8月1日施行）附則第5条において、同法施行後3年を目途として、同法の施行の状況、ひとり親家庭の就業状況等を勘案して、支援施策の在り方について検討を加えることとされていることを踏まえ、これに沿って、児童扶養手当と公的年金の併給調整の在り方等についても、他の所得保障制度における併給調整の取扱いに与える影響や必要となる財源措置などの論点に留意して、検討するとしているとの見解を示している。また、平成23年11月に実施する「全国母子世帯等調査」において、ひとり親家庭の生活実態とともに、児童扶養手当と年金の受給状況に関する調査項目を追加し、その実態を把握するとしており、同調査の結果も踏まえて、検討していくとの見解を示している。

このような状況を踏まえ、行政苦情救済推進会議では、「遺族年金額と児童扶養手当額との不均衡を是正する必要がある」との認識に至った。

しかしながら、「社会保障・税一体改革素案」（平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定）の中で、「遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。」とされていることから、同会議では、①母子・父子家庭間の不公平を是正する観点から、上記の法的措置が早急に採られることを強く期待する旨、及び②児童扶養手当の併給制限の在り方については、公的年金給付を受けることができる場合には二重の所得保障であるとして児童扶養手当を支給しない現行制度では、所得保障における結果の平等が確保されていないと考えられることから、上記の一部改正法の施行後3年（平成25年）を目途として引き続き検討を求める旨、厚生労働省に申し入れることが適当であるとの結論に達した。また、上記の本部決定の内容は、平成24年2月17日に、「社会保障・税一体改革大綱」として閣議決定されている。このため、当省では、行

政苦情救済推進会議の問題意識を通知するものである。

また、当省は、これらの法的措置の検討に資するため、今後、把握した受給格差に関する実態を厚生労働省に通知することとする。

なお、当省では、本通知の内容について管区行政評価局（四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所を含む。）及び行政評価事務所に周知し、遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直しに係る行政相談があった場合には、上記の情報提供のため当局に相談内容を連絡することを徹底することとする。